

すべての活動 可能	すべて解除	1
県外交流可能 申請書提出	県 レベル 3 以下	2
県内交流可能 練習試合 大会実施	県 レベル 4 以下	3, 4, 5
練習のみ	国の蔓延防止措置、県特別警戒レベル 5	6
活動停止	国の緊急事態宣言	7, 8

※休校中の学校の児童は、練習等の活動は控える。

※同チーム内にて地区や県をまたぐ選手は、居住する地区の対策に準じる。

※現時点での活動ガイドラインは、6 となります。

- 1 … すべての活動ができる
- 2 … 承認を得て、県外との交流ができる
- 3 … 県内での交流ができる
- 4 … ブロック内での交流ができる
- 5 … 支部内での交流ができる
- 6 … チームでの練習ができる
- 7 … 少人数（4 人以内）で集まっての自主練習ができる
- 8 … 個人で自主練習ができる

※U12 部会では、感染状況に応じ、1～8 の段階に分け、活動ガイドラインに活動をお願いする。

補足説明 ・「交流」とは、練習試合、合同練習などの活動とする。

・「チームでの練習」とは、日頃一緒に練習しているチームメイトとの活動とする。但し、チームメイトにチームの本拠地は別地区、県から参加している場合、その地区 での対策状況によってはその選手は自粛の対象となり得る。

・「少人数」とは、指導者は参加せず、選手らで自ら練習を行う場合とする。

・「個人」とは、1 家族内の選手での自主練習を行う場合とする。

・県内での交流等ができる状況下であっても、新型コロナウイルス対策ガイドライン（熊本県バスケットボール協会版：HP 掲載）を遵守した活動を行ってください。特に以下の点をお願いいたします。

①会場大きさに合わせたチーム数で活動を行う。

②チームサポーターの人数の制限やソーシャルディスタンスが保てる場所の確保をする。

③入場者の検温等の実施を行う。

④3 密にならない対策を講じる。

⑤会場への入場者の記録を行う。

・チームの活動については、選手及び指導者が陽性・濃厚接触者に該当した場合は、2 週間チームとしての活動を停止する。また、保護者等が濃厚接触者などになった場合は、保護者等の PCR 検査結果が出るまではその選手の活動を自粛する。※保健所の指導に従うこと。